

令和3年度 県立障害者支援施設の指定管理者募集に関する質問及び回答（令和4年3月18日公開）

No	施設名	質問項目	質問内容	回答
56	共通	その他	<p>グループで指定管理を受けた場合、園運営の責任についてはグループ内の各法人の理事会が責任を負うことについては十分理解しておりますが、園運営等のために通常の理事会等を合同で開かなければならないのでしょうか。それとも、同じ議題を同じような資料を以てそれぞれの理事会等で検討できれば構わないのでしょうか。</p> <p>園の運営を具体的にどのような形でやっていくのか、という運営の仕方にもよるのだと思いますが、どのようなイメージを持っていればよろしいのかお教えてください。</p>	<p>グループで運営する場合の理事会の開催方法（合同開催又は個別開催）については、グループ内で協議して決めていただいで結構です。</p> <p>県としては、グループで運営する場合には、構成員ごとの役割分担がある一方で、グループ内で同じ理念を共有して一体的に運営していく必要があると考えております。園運営の具体的な方法については、こうした点も踏まえて、グループ内でしっかりと協議して申請してください。</p>